

第 14 号

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例  
熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「負担金」という。）の次に「並びに法第90条の2第1項の規定により県が徴収する国営土地改良事業に係る特別徴収金」を加える。

第3条第1項中「の額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税等相当額」という。）が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を除く。）」を、「定める額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を加える。）」を加える。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「により災害復旧」の次に「又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に、「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条第1項第1号の2」を「令第52条第1項第1号の3」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合における当該国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分については、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条の2第1項ただし書の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により徴収する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特別徴収金）

第5条 県は、国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業、法第87条の4第1項又は法第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業及び法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地

域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(令第53条の8及び令附則第5条に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いて得た額以内で、知事が定める額とする。

(1) 国営土地改良事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して令第53条の11第2項において準用する同条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

(2) 当該国営土地改良事業につき第2条の規定により徴収する負担金若しくはこれに相当する額の金銭又は法第90条第5項若しくは第9項の規定により徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して令第53条の11第2項において準用する同条第1項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国営川辺川土地改良事業が令和4年度に事業完了することに伴い、令和5年度から事業負担金の徴収等を行うため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。